

京都市訓令甲第 24 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表第1備考以外の部分中「、\、分園長」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)